

瑞穂市公共下水道等説明会質疑応答集

【穂積小校区】

平成24年8月20日（月） 市民センター大ホール

Q 瑞穂市の下水道に接続する場合、ディスポーザーの設置を認めているか。

A ディスポーザーとは、台所の排水口に設置して野菜くずなどを細かく破碎し下水道に流す装置のことです。瑞穂市では、国土交通省の認定品であれば許可しています。

Q 私道の下水道管布設はどうなるのか。

A 私道の下水道管布設は、原則個人負担になりますが、次の基準に当てはまり申請があった場合は公費で工事を行います。

- (1) 私道の幅員が1.8m以上あること。
- (2) 原則、私道部分が分筆されていること。
- (3) 私道を利用しなければ出入りできない建築物が2戸以上あること。
- (4) 下水道接続の申請をしている戸数が1戸以上あること。
- (5) 下水道管布設部分の土地を無償で市に貸与すること。

Q 今回の説明で使用しているスライド資料を印刷して配付してほしい。

A 説明内容と同じような記事を平成23年10月号から広報みずほに掲載しています。今回の説明資料については、申し訳ないですが、これから市のホームページに掲載します。

Q 下水道の接続に伴い廃止となる合併浄化槽の耐用年数が経過していない場合、残存価格に対する補填はあるのか。

A 合併浄化槽の残存価格に対する補助等の制度はありません。合併浄化槽の設置については、補助金制度があります。また、合併浄化槽使用者の場合でも、供用開始区域であった場合は公共下水道への接続義務があります。

Q 瑞穂市下水道基本構想において公共下水道（瑞穂処理区）と特定環境保全公共下水道（西処理区）とコミュニティ・プラント（別府処理区）との関係はどうなっているのか。

A コミュニティ・プラント（別府処理区）は、公共下水道（瑞穂処理区）の計画区域に含まれています。将来大規模改修が必要になった時などの機会に瑞穂処理区の処理場に接続する計画になっています。西処理区については、瑞穂処理区に含まれていませんが、瑞穂市は平坦な地形で市域の面積もそれほど大きくなく、処理場の数が少ない方が維持管理の観点から効率的であるため処理場の老朽化の状況などから公共下水道（瑞穂処理区）の処理場への接続検討も必要であると考えています。

Q 受益者負担金について、宅地面積が大きくても1㎡当たりの単価は同じか。また、農地にも賦課されるのか。

A 市街化区域の場合、1区画の大きさや使用用途に関わらず1㎡当たりの単価は同じです。市街化区域の場合、農地についても受益者負担金は必要です。ただし、農地以外の地目になるまでの間、ご本人の申請により猶予する制度が一般的で、瑞穂市でも猶予の制度を考えています。

Q 下水道本管を道路以外の排水路などに設置したら、排水設備工事費が軽減される場合があると思うが、本管を道路以外に布設する考えはあるか。

A 下水道本管の道路以外への布設は、10年ほど前からコスト縮減の観点により全国的に実証実験などを行っています。瑞穂市でも、水路等のスペースや維持管理の許す範囲で道路以外の公有地への下水道本管布設を検討していく予定です。既存処理区についても可能な限り対応しています。

Q 減水メーターの設置費は個人負担か。

A 個人負担です。

Q 排水設備工事費の助成金の増額は考えていないか。

A 現行制度の排水設備工事の助成金は、供用開始から2年以内の場合で5万円です。2年の期間については、処理場稼働の初期の段階に微生物の餌となる汚水の流入が必要となるために設けています。また、2年を経過した場合、助成金がもらえないから接続しないという方もいらっしゃるが、助成期間終了後にこの制度自体が接続促進の弊害になる場合もあるため、今後は、単純に額の増額ではなく、他の自治体の例などを参考に多様な助成制度を検討していきたいと考えています。

Q 下水処理場用地取得について現段階の進捗の説明を願う。また、下水処理場の臭気対策や周辺環境対策はどうするのか。

A 下水処理場の位置については、最有力候補地を決めて地元自治会にお願いをしているところで全く進捗していません。瑞穂市に現在ある下水処理場では、臭気の苦情は全くありません。例えばアクアパーク別府水処理センターの場合、駅周辺の市街地で住宅地に近接していますが苦情は一度もありません。臭気対策は、近年の最新技術で対応できると考えています。周辺環境については、公園やスポーツ施設、緑地帯などの設置、道路整備などを検討しています。

Q 公共下水道事業を行った場合、現在4%程度の実質公債費比率がどの程度になるのか。この上昇分の対策はどのように考えているか。

A 平成20年度の上下水道事業審議会に提出した資料での試算ですが、現在の計画区域すべての公共下水道整備を行った場合、実質公債費比率のピーク時で12%程度になる試算です。公共下水道事業による公債費の負担を平準化するために、事業開始前の現段階から下水道事業対策基金を積み立てています。他事業の兼ね合いでこの基金を活用しても市財政の負担が多くなる場合は、公共下水道の事業期間の延伸も必要であると考えています。

Q 早く下水道を普及させないといけないと思うが、下水処理場用地取得の可能性の見込みの割合はどうか。

A 現在は、全く白紙の状態です。

平成24年8月21日（火） 市民センター大ホール

Q 今回のスライドで説明した資料はホームページに掲載があるか。

A 全く同じものではないが、基本構想図であったり水質調査結果であったり、市民の負担の部分についての掲載はあります。このスライド資料の掲載はありませんので、早急にホームページに掲載する予定をしています。

Q 汚水処理人口普及率が県下41位（42市町村中）の不名誉な状態に何故至ったのか。これを反省してこれからどうしていくのか。下水道が普及したのち下水道接続がどのように進むのかの見通しはどう考えているのか。下水道と合併浄化槽の特徴と効果を教えてほしい。合併浄化槽の接続はどうなるのか。

A 瑞穂市の下水道整備が遅れているのは治水事業を優先して進めてきたからだと推測しています。過去の下水道事業では、効率が悪い地域も公共下水道や農業集落排水事業で整備してきた市町村もあります。（平成10年度以前は合併浄化槽の普及がなかったため効率が悪くても集合処理を行ってきました。）しかし、瑞穂市の汚水処理施設計画は、すべてを集合処理で整備する訳ではなく、効率が悪い地域は合併浄化槽で整備することとしています。また、これから工事するため最新技術であったり新素材の材料で整備することができるメリットもあると考えています。特に耐震対策は充分に行うことができます。供用開始後、下水道接続が早く進むためには、事業開始前の段階から市民の方々に情報提供していくことが重要であると考えています。また、呂久地区のように地域コミュニティの高い地域の接続が高くなっている傾向があると思います。法律では、合併浄化槽であっても公共下水道への接続義務はあります。ただし、単独浄化槽やくみ取り便所の方々と比べて積極的に接続のお願いはしていません。しかし、浄化槽の耐用年数がきた時や家を建て替えられる時には、必ず下水道に接続していただけるはずですが。

Q 下水道と合併浄化槽の放流水質の比較はどうか。

A 放流水質基準は、BOD（生物化学的酸素要求量）とありますが、公共下水道では日最大5日間連続15mg/l以下、合併浄化槽では日間平均20mg/l以下となり公共下水道の方が厳しい基準になっています。西処理区の下水处理場の実際の放流水質は、BOD 2mg/l～3mg/lぐらいで推移しています。下水処理場と浄化槽は、どちらも微生物が水処理をしますので、規模が小さい合併浄化槽の場合、使用人数に合わない人槽の浄化槽だと水質管理が難しいです。また負荷変動に対しても良好な水質確保が難しいです。（浄化槽は大きすぎても小さすぎてもだめです。）

Q 浄化槽の水質管理は個人か。違反した場合取り締まる法律はあるのか。

A 浄化槽の水質は個人管理です。水質違反による罰則はありません。県からの行政指導になります。そのため、市街化区域の全部を浄化槽とするのは水質管理の観点

からも課題があります。

Q 瑞穂市は平坦地だから下水道管の工事は比較的容易ではないか。

A 平坦地ではありますが一級河川が多いですので、管きよが河川を越えるところが大変になります。

Q 治水事業を優先して来たから下水道が遅れたと言ったが、岐阜西濃地区の市町村はみな同じではないか、瑞穂市だけが何故下水道整備が遅れたのか。

A 正直なところ過去のことは分かりませんが、済んだことを言っても始まりませんので、過去の下水道事業の反省をして、また新たな施策なども取り入れて事業を行っていきたく考えています。

Q 下水処理場から発生する汚泥はどのように処理するのか。

A 呂久クリーンセンターとアクアパーク別府水処理センターから発生する汚泥は一般廃棄物になりますので、生津にあります本巢広域連合衛生施設で処理しています。また、アクアパークすなみの場合、産業廃棄物になりますので本巢市にある住友大阪セメントの工場で焼却したあとセメント原料に混合しています。これからつくる下水処理場についてもセメント原料や地盤改良材などへの再利用を考えています。

平成24年8月22日（水） 市民センター大ホール

Q 別府のコミュニティ・プラントの水洗化率は約40%と低いが、今後水洗化率を向上させる施策は考えているのか。

A 水洗化率とは、処理区域内の全人口に対する接続済人口の割合のことをいいます。参考までに西処理区は約64%で、呂久処理区は約98%です。この水洗化率は、最近供用開始した岐阜県下すべての地域でほぼ同様に低迷しています。別府処理区と西処理区については、未接続のほぼ全件に対して個別の訪問により未接続の調査を行いました。その結果、別府処理区については、比較的高齢化率が高かった傾向があります。また、地域コミュニティに関係する部分も多いと思います。西処理区や呂久処理区については、事業開始前の段階から市民の方々に情報提供し、少しでも早い時期から準備していただいていたいました。今回の説明会も将来の接続促進の一環であると考えています。別府処理区については、水洗化率が低いですが市街化区域でありますので、将来的には必ず下水道に切り替わっていきます。現在の具体的な接続促進施策としては、助成金制度や利子補給制度、私道の公費による本管工事の制度があります。また、これらの制度も今後さらに検討改善していく予定です。

Q 北方町の汚水処理人口普及率は100%ですが、水洗化率はどうか。

A 平成22年度末で76パーセント程度だと聞いています。

Q 下水道を望む声をよく耳にしますが、水洗化率低迷とのギャップをどう考えるの

か。

A 下水道を望む声と接続とは現実的には別の部分があります。しかし、瑞穂市の大部分は市街化区域であり、下水道は都市施設としてあって当たり前の施設であると考えています。未来のために必ずあるべき施設であります。

Q 合併浄化槽の補助金の額はいくらか。

A 5人槽で332,000円、7人槽で414,000円です。

Q 川をきれいにするのが目的であれば合併浄化槽の整備を進めればよいと思う。実際下水道をあきらめて合併浄化槽で整備すると決めた自治体もある。下水道整備を決めた時の浄化槽と下水道の費用比較はどうだったのか。

A 平成20年度の上下水道事業審議会に下水道と浄化槽の費用比較の資料を提示して審議検討しました。浄化槽で未整備地域全部整備とした場合、公平性や水質管理の観点から浄化槽の設置と維持管理は公費（市町村設置型）で行うべきであり、市負担の維持管理費が増えます。人口密集地の場合、下水道の方が耐用年数や維持管理費から有利になります。人口閑散地域の場合、浄化槽が有利になります。また、浄化槽は設置するスペースが無い場合もあります。人口密集地域の場合、浄化槽では良好な水質の確保も難しくなります。岐阜県下の市街化区域を有する自治体で公共下水道の整備を行っていない自治体はありません。

Q なんで公共下水道なのか。都市計画法で決まっているのは分かるが、下水道を整備しないと困るほど水質悪化しているとは思わない。財政的なリスクを負ってまで水路をきれいにする必要があるのか。なかなか理解できないがどうか。

A 市の財政負担が少なくなるような事業展開を行っていく予定です。そのために下水道事業対策基金の積み立てを行っています。将来の財政事業に合わせて一時中断する可能性もあると考えています。下水道を望んでいない人もいますし、望んでいる人もいますが、将来の瑞穂市を考えた場合、公共下水道は必要不可欠なインフラ施設であります。伊勢湾に川が流れ込む地域で汚水処理施設の整備を積極的に行っていない自治体はありません。瑞穂市だけがこのままでいいはずありません。

Q 下水処理場は1箇所の予定ですが、将来的に財政の負担を分散させる意味で複数の処理場とする予定はあるのか。

A 1箇所の処理場の経済性が一番高いため、1箇所の処理場しか考えていません。下水処理場は初めにすべて建設する訳ではなくて、必要最小限の部分のみ順次建設していきます。用地は全体の施設に必要な範囲を始めに取得します。

Q 下水道整備区域の整備順位はどうなっているのか。

A 現在、下水処理場用地の確保に努めている段階で、処理場の場所が決定しましたら整備する区域を公表します。現在はまだ決まっていません。下水処理場の用地取得のめどが決まってから7年くらい後に最初の区域が供用開始する予定です。

Q 合併浄化槽の場合で、受益者負担金が払えないような状況でも請求がくるのか。

A 供用開始をして受益者負担金の賦課の告示区域であれば、市街化区域の場合すべての土地が対象になります。ただし、農地については猶予の制度もあります。

Q 浄化槽の補助金をもらった人は排水設備改造工事費の助成金の対象とはならないのか。

A 現行制度はそうなっています。新しい処理区は未定ですので、これから検討していくことになります。

平成24年8月23日(木) 市民センター大ホール

Q 瑞穂市議会は、この下水道計画の合意をしたのか。

A この下水道計画は瑞穂市上下水道事業審議会の答申に基づいたもので、市議会においては、平成21年度に下水道整備検討特別委員会で8回、平成22年度には下水道推進特別委員会で8回、その他全員協議会などで審議検討して理解いただいています。

Q 今後の具体的な整備区域などの年度ごとのスケジュールは決まっているのか。

A 建設についての年次ごとの財政計画はありますが、何年度にどこの地域を工事をするのかはまだ決まっていません。何故かという、現在下水処理場の位置が確定していませんので、事業開始の年度を決めることができないためです。具体的な工事の時期が決まりましたら必ずまた説明会を開催いたします。

Q 合併浄化槽が普及している現在で、今更公共下水道の効果があるのか。合併浄化槽で全部整備した工事の方が安いのではないのか。設置費のみ補助金を出して維持管理は個人管理とすれば市の負担は安くなるのではないのか。下水道は、震災で機能停止した場合に影響する範囲が広域になるのではないのか。

A 平成20年度の上下水道事業審議会で、すべてを公共下水道（A案）で、公共下水道と浄化槽の組み合わせ（B案）で、すべてを浄化槽（C案）で整備した場合の建設費、耐用年数による年価、維持管理費の経済比較を行いました。これは、国が示しています汚水処理施設の整備マニュアルの費用に当てはめた比較で、人口密集地域は下水道の方が耐用年数や維持管理費を考慮した場合有利であるということになりました。浄化槽ですべて整備する場合、設置するスペースや人口密集地域での水質確保の観点や現在の下水道区域との公正性から課題がかなり残ります。また、浄化槽を個人管理とする場合、個人の資産となり行政がすべて整備することにも課題があります。震災による下水道施設の影響ですが、東日本大震災で長期にわたり機能停止した施設は、津波によるものがほとんどです。東京湾沿岸の埋め立て地で液状化により下水道が機能停止しましたが、1ヶ月程度ですべてが応急復旧しています。下水道は行政の責任で復旧しますので、国や他の自治体の協力で可能な限り早期の復旧を行うことができます。下水道が機能停止するような震災の場合、自宅に住むことも困難なケースが多いと考えます。また、今回の震災では合併浄化槽も壊滅的な被害を受けていることが想定されますが、個人管理であるため被災や復旧

に関するのデータ収集には、正確性や時間の問題があり不明な部分が多くなっています。現在の下水道施設の耐震基準は、阪神淡路大震災の直下型の地震を基準としているため、津波以外の現在想定している地震では処理施設が機能停止してしまう被害を受けることはないと考えています。しかし、瑞穂市でも液状化によりマンホールが浮上する可能性はありますので、今後、既存施設の液状化対策やこれから整備する施設については、液状化の対策を充分行っていく必要があります。

Q 受益者負担金は、集合住宅の場合どうなるのか。

A 現行の受益者負担金制度の場合、一般住宅以外で一定規模以上の建物は延床面積による割増がありますが、これから瑞穂市で行う公共下水道で市街化区域の場合は、一般住宅でも集合住宅でも土地面積のみによる計算になります。

Q 農地の受益者負担金はどうなるのか。

A 市街化区域の場合、農地にも受益者負担金を賦課します。宅地でも農地でも単価は同じです。しかし、農地の場合、宅地になるまでの間、猶予する制度が一般的で瑞穂市もこの制度の導入を考えています。